

戦後日本の正統論

橋爪大三郎

正統論はおそらく、われわれ日本人が最も苦手としてきたもののひとつである。正統論は、既成事実の権威や慣性の専横に抗して、徹底した懐疑を表明しつづける不断の努力を要求するから。「現に存在する世界」という一つの動かしがたい事実に対して、それに屈従しない普遍的な根拠を掲げ、丹念な理路を通じてその相対化をはかる作業の持續であるから。たぶん日本という空間は、正統(orthodox)という観念を知らないで済んだのだ。そしてひとびとは、論理を理解するにしても論理に支配されることを嫌い、論理を何か特定の目的に有用なもの(たとえば、算術)以上であるとは見做さないのである。イロシカル・アイランド、日本。この土地の精神的伝統に欠けているのは、神学である。

日本的な正統観念をもしあえてさがすとすれば、それは、空間のある局部がその時間・空間のなかで絶対を主張する、という現象のなかにみとめられる。^{*} この局部もこのような専制を主張したとして不思議はない。これらの専制は、いかなる(正統性の)持續もうみださないうような、相対の網と張るにすぎない。しかもその事実、それを掘りおこし剥出するにたる一貫した追尾の文体が欠けているために、隠されてしまっている。このような理由により、日本の正統観念は、むしろ感性や心情のなかに根を下ろしてゆき、美意識へと連絡するものとなった。^{**}

戦後日本の民主制は疑いもなく、まさに既成事実として出発した。否しわれわれの社会科学が、論理の推力をその生命とする理性の主人公らによ

て営まれていたとしたなら、するにわれわれは、この戦後民主制の正統性に関するあくなき弁証の試行を、あるいは山なすほどの正統性批判の試行を、半にしているとしても当然である。正常に機能する社会科学的な知性にとって、これはもっとも本来的な反応である。しかし、われわれがものごとかできたのはむしろ、民主制という名の神話のなかへの閉塞であり、いままたその神話の故のなれ剥落である。

日本人はいまだかつて、かの『偉大な立法行為』というものを手づから経験したことがない。正統性の創造という事態のいみするところが理解できず、正統性の所在について鈍感でありすぎるのだ。日本人が革命ということについてついに理解できなかったのも、このためである。

民主制(democracy)とは、近代という絶対空間に特異的な(それゆえ歴史的な)形象である。ところが、その歴史的な出現にもかかわらず、この民主制は、自らの(超歴史的な)普遍性を高らかに宣言する。このため、民主制の政治理念は、個々の任意の政治形態や統治機構の正統性を批判することができる(=①)。なぜならすべての正統性は、民主制の理念が照らしだす普遍的な根拠(たとえば人権)からだけ、派生するはずのものであるから。いっぽうこれに対して、民主制一般を批判的に克服しようとする試み、たとえばマルクシズムは、近代を離脱しそれに後続する、後近代という空間を別途に想定することになる(=②)。①によれば、民主制の理念こそあらゆる現実の政治形態の〈外〉に位置することになる。これに対して、②によれば、もはや民主制的でない政治形態を、民主制(一般)の〈外〉に用意できることになる。ここに、互いが〈外〉になるうとして円環を描きあう、廻りしがたに堂々めぐりが生じている。革命の理念をめぐるこうしたイデオロギー上の争いは、じつはつねに、正統性の設定と弁証をめぐる争いとしてたたかわれていると言えるのである。

民主制ははたして、その〈外〉をもつのだろうか？(それと関連して言えば、戦後民主制ははたして、それを否定する正統な〈外〉というものをもつのだろうか？) 民主制の正統論は、形式的に種成されている。これは他の統治機構の正統論とのいちがうしい差異である。そこで民主制の〈外〉に正統性の所在を弁証しようとするためには、ある内容(主義)的

な主張が成立しなくてはならない。マルクシズムはこれを所有論（とそれに派生する階級論）にもとめようと試みたが、この立論の妥当性に対する信憑が磨滅するにいたった時期として現在がある。^{*} とはいえ、マルクシズムはおくとしても、そもそも一般に民主制とは、その〈外〉を持たないのであるか？ それは、素朴に語りうるような形では、〈外〉をもたない。だがそれでも、〈外〉はあるのである。それは、どの民主制も自己擁護なしに自らの正統性を弁証しえないという事実によって、すなわち内開によって、示されている。

民主制がどのように〈外〉をもつか——これこそ政治学のもっとも基本的にしてまた現在の主題であると言わなければならない。^{**} これに関わる作業を『〈外〉の政治学』と称するなら、本稿は日本の時代状況をふまえた、そのためのささやかな導入を試みるものである。

1

民主制は、手続きによる正統性の創造というアイデアをもっている。

手続きは通常、ある適格性の要件をもっており、それらが満たえられたときはいじめて有効となるものだ。この原理は、手続きが民主制のものであると否とを問わない。これに対し民主制の顕著な特質は、その統治機構の権能や支配の正統性をすべて、のみならず手続きそれ自体の正統性をも、のこすその形式的な手続きによって与えようとしている点にある。^{***}

民主制の正統性は、可能な限り形式的なものである。これはたとえば、絶対王制を装飾した王権神授説のような、内容主義的な正統論とは、対蹠的だ。民主制も絶対王制も、一元的な法空間——絶対空間——を招来する正統論を發揮するという点では、たしかに類同なのであるが、その権威の所在を探りあてる仕方において、このように鋭く区別される。

言うまでもないことだが、すぐわかるように、形式主義的な、民主制の正統論は循環をふくむことになる。なぜならば、一切の正統性は（適格な）手続き

がうみだすはずであるのに、その手続きの適格性を保証するのは、果たたびある正統性であるから。

この循環は、ある十分形式的な民主制が、実効的な絶対空間としてすでに存在している場合にだけ、生じてくるとみえる。マルクシズムはこれを批判して、民主制という絶対空間の事実的な存在とこの循環とを同一視し、その背後にこれら形式体系をうみだす実体——スルジョフジーの階級的な利害——を発見したのだった。

いずれにせよ、形式主義的な正統論をもった空間は、自存する形式体系という相俟を帯びざるをえない。こうして民主制は一般に、真空に浮く形式体系となる。^{*}

2

民主主義者は、他の統治形態に比して民主制が正統なることを信じている。非民主制的な統治形態から民主制への移行は、ところで、かならずしも合理的でなければならないとは考えられていない。民主制の正統性は、非民主的な手続きから生まれるものではないからである。^{**}

John Lockeの革命権の思想は、アメリカ独立各州の憲法、ひいてはフランス革命などに大きな影響を与えた。^{***} この革命権こそは、民主制の（非民主制に対する）安定条件をなすものである、と言える。

人権思想は、統治形態の権力や正統性の源泉を、ひとりびとりの人民にもとめる。これに基づいて、代議制などひとつの意志の代理関係にもとづく形式的な政治システムの聖別がおこなわれる。民主制の主題は、本来、意志論である。さまざまな形式的な手続きや政治的メカニズムは、意志の代理関係を適切に反映するものであると考えられているために、正統なものだと信じられている。このような民主制から統治形態が逸脱すると、人民の革命権が発動せられ、非民主的な政体は民主制へとたちもどる。ここで、つぎのような非対称に注意しよう。民主制それ自体は、形式的な手続きからなる体系である。これに対して民主制 $\rightleftharpoons$ 非民主制の往還は、いわば内容主義的に差異づけられている。すな

わち、④非民主制から民主制への移行は、それが人民の名でなされる限り、（非民主制下における）正統性の弁証を免除される。（あるいは民主制への革命は正統性を創造する。）⑤民主制と自由からの逸出は、どのような名分や手続きによろうと、正統化されることはない。以上④、⑤の命題は、民主制的革命的革命（あるいは自由主義革命）の基本テーゼと言ってよいだろう。*

3

K. Marxの革命思想は政治の領域と、（市民）社会＝経済の領域とを分離して考えるものである点で、明らかにHegelの流れを汲むものであり、Lockeの革命思想とは対立する。

Marxの革命の理念は、民主制の正統性をみとめない。民主制の手続き体系の実体であると信じられている、意志の代理関係を、承認しないからである。マルクシズムは、自由主義思想と異なる意志論的な前提に立つ。革命は、人民の（所望的な）総意によらないとしても、アロレタリアの名のもとに、正統化される。人民の意志や諸権利は、マルクシズム的な法秩序たる民主制のなかで形成されるものにすぎない。こうしてさきの基本テーゼの④、民主制一般の正統性への帰属が、崩される。

さらにテーゼ⑤にいう、民主制からの逸出も、（条件つきで）是認される。政治過程は、形式的にではなく、内容主義的に考察されなければならない。統治機構の挙動は、社会の実態である階級関係に照らしてみれば、反動的であるかそれとも革命的であるか、どちらかなのだ。

暴力革命とは、非合法的な革命である。マルクシズムの革命は、現存する民主制の正統性を否定するための運動であり、新たに正統性を創出しようとする運動である。この正統性は、人民に根拠をもつが、人民の意志と革命運動との関係は間接的であり、暗黙のものである。人民の意志を代行するのは、アロレタリアであり、更に言えば前衛党である。前衛党の権威が、アロレタリア革命を正統なものとする。＊前衛党は、教義上の正統性と、組織論上の正統性とを兼ねていっていることを必要とする。***（しかもなければ、党としての自己同一性

さえ失われよう。）結果的に言って、マルクシズムにおいては、（マルクシズム社会の法秩序のなかで前衛党として活動している限りでは少なくとも）革命の正統性を弁証する作業を相あげにできている。存せられ、前衛党としての正統性を弁証できないは、革命の正統性はそこから自動的にえられる仕掛けになっているからだ。こうしてマルクシズムの正統論は、民主制の正統論からなれ、専ら分派闘争や戦略・戦術論を通じての宗派闘争の形態をとることになる。

4

戦後日本は、ひとつの民主制的な空間である。そこにはたしかに、民主制的な諸制度が存圧し、民主制的な諸名辞が流通している。

それでは、このような空間はいったいどのような経緯をたどって出現した空間なのであるか？ 大多数の日本人の体験から言うと、この空間はわけもわからぬまま忽然と与えられたのであった。そしてこの民主制の存在理由について、われわれがこれまでに追力のある思想的な営みをもってこなかったのは、はなはだ遺憾なことである。自分らのもっている国家、自分らのもっている政治制度に関する正統感覚が鈍麻しているのだとすれば、そこにはどのような（政治的）倫理の所立する余地もないであろう。

民主制の価値は、その形式主義的な部分に宿っていると云うべきである。しかしこのように考えるまえに、日本人は、それをなにか内容的に価値あるものと考えてしまう。それはあたかも救済の装置であるかのような、神聖な旨意を帯びたのであった。そしてこれにつれて、政治的な理性の結晶であり民主制的な諸制度がコントロールするはずの当の国家が、その分だけ眼前から消えてしまうことになったのである。

ある民主制的な法秩序がその社会に対して現に適合的・機能的事であること、その民主制的な法秩序が現に法的に有効なものとして受容され、流通していること——このふたつは、互いに関連はあっても、別々の事実である。そして、こうした法秩序が正統なものであるか否かは、これらの事実とはまたまったく

異なったもうひとつの弊病である。法が機能的なものであることや現に有効なものであることと別に、ある現行からして、法が正統であるかどうかを言うことができるのでなければ、そもそも法的な正統性などを考えるいみがない。民主制的な法秩序とは少くともこの二つが別々の概念であることを理解しない人々によって営まれるはずがないのである。ところが日本人は、民主制と専ら機能的に邂逅し、意味し、とゆゆ之に信奉することにしてしまった。このように民主制を内容主義的に信奉し、その正統性を気にかけないことは、もっとも民主制に似つかわしくない態度である。

5

民主制のもとで正統性がどのように位置するか、のべてみよう。

まず、次の2種類の正統性を存在するのではないか、と考えてみるのがよい：

[1] 民主制が創出する、正統性、

[2] 民主制を創出する、正統性。

この両者は正統性として、権利上あり異なるものである。前番、すなわち[1]の正統性は、民主制に限らずとも、およそある種の法的措置を有効ならしめる手続きをとなえている法秩序であるならば、任意の法秩序がしっているものである。^{*}当然民主制は、形式的な体系であるゆえに、その体系と相關する正統性を創出することが出来る。11ヶ所後番、すなわち[2]の正統性は、現に作動している法秩序を、そのようなものとしてそこに存在させることになった。この根拠が発揮する正統性である。法秩序がいかなるものかにより、この根拠は多様でありうる。たとえば、伝統にもとづく法秩序であればその根拠は伝統や慣習などの事実性であり、宗教にもとづく法秩序であればその根拠は教義上の信念であるかもしれない。場合によっては現行の法秩序に先行する一段階までの法秩序の正統性でもありうる。絶対王政の王権神授説のように、何か法理論の与える信念もしくは虚構であるかもしれない。

民主制と11ヶ所も113113のケースがあり、[2]の正統性としてなにを指しているかはさまざまだ。しかし理念的にとらえた民主制の特徴的な傾向は、そ

れを非民主的な法秩序によつて正統化したりせず、それ自身を根拠にした神授で絶対的な法空間として完結しようとはかることである。絶対空間として完結しようとはかるのは、正統性の組織的な弁証に熱心な、すなわち自己正統化のための法理論をとなえた、法秩序にしばしばみられる特徴だが、理念的な民主制の場合には、それに加えて、自らが創出する正統性[1]以外の根拠を採用しないで絶対空間たろうと試みる。こうして正統性[1]と[2]とが、同致される。

理念的に純化された民主制とは、(自由主義)革命と人権宣言とに包みまる法秩序の創出行為により、忽然と浮かびあがる絶対空間である。絶対であるといういわれば、その法秩序が伝統的な、共同体的な、あるいは封建的な先行形態から絶縁していることによる。こうした民主制の正統性根拠は、前社会的で普遍的な人権、したがってすべての法秩序に先行する人権に求められることになってくる。こうした人権は、さしあたり革命に先立ち法思想のなかで言及されていただけなのだが、人権宣言もしくは憲法制定という規定法化を経たのちには、ある法的な実体として可復的になる。

人権に根拠をおく正統性の弁証は、民主制とは異なり人権を承認しない任意の統治形態を打倒し、かわつて民主制を樹立しようとする革命運動を、聖化する。自由主義的な革命運動は、それが民主制的な法秩序を樹立することにおいて、正統性[2]を獲得する。しかし、正統性[2]は可能でない。法秩序以前的な人権というものが、唯一無二の実体であるならば、ひるがえつて、そうした人権にもとづく法秩序・統治機構は多数存在できることになる。個別の民主制が、同じく(いくとも潜在的には可能な)民主制とに対してその正統性を主張し、自らをとりわけ聖別するだけの権能は、正統性[2]には欠けてくる。(なぜならば、民主制もと同じくともまた、同じ正統性[2]を保っているであろうから。)そこで暗黙のうちに採用されるのが、正統性[1]である。この正統性[1]は、民主制が現に有効な法秩序として機能していることを通じて、民主制とや他の任意の法秩序を排除することができる。しかしこの正統化は、民主制の既成事実化と区別のつきにくくものであり、民主制の価値を理念的に弁証するものではない。

形式的な体系として自己完結しようとする民主制は、現に支配しているといふ支配の事実性を抹消し、それと絶縁したところに正統根拠を樹てんとゆかう。

しかしこうした支配の事実性を抹消するためには、2つの正統性[1]、[2]をちょうどメビウスの帯のように貼りあわせなければならぬ。そして民主制自身が忘れたりと念じている二の継ぎ目が気付かれるや、民主制の正統性弁証は完結するものではないこと、もしこうした民主制が絶対空間であるとしたなら、それは思想的なものの支配に、すなわちあの〈言語ゲーム〉に、他ならぬことが気付かれてしまうのである。

6

法現象が、Wittgensteinの言ういみでの〈言語ゲーム〉に他ならぬ、とみられる事情について、簡単にふれておく。

民主制に関わる法思想や法理論が理想とするのは、神学である。

神学はつぎのような種族をとるであろう——まず、ある信憑や信念や帰依や信仰や正統性の承認や……を含むような、人々の営みが客観的な事実としてある。そこで、これに対して言及し、それらを整理し、体系づけ、そこに含まれていた信憑なり正統性なりを弁証する、すなわち疑いの余地のない絶対のものとして言表のなかに定着する、ことを目的とする言語的な活動——神学——が生じうる。この言語的な活動以前においては、ある信憑にせよ正統性の承認にせよ、即時的な確信として自己にとどまることができるだけのものである。神学はこうした確信を客観的で絶対のものに、他の確信を斥けて揺るぎないものにつくりかえる。

〈言語ゲーム〉はこのような神学を受けつけないものである。ある言語ゲームが実行されていることの根拠は、それが現に不断に遂行されているという事実以外のところには存しない。また、言語ゲームがこうした不断の遂行であるということと言表する行為（また別種の言語ゲーム）は、はじめの言語ゲームをそれ以上に根拠づけるわけのものでもない。

法現象は法的言説のやりとりからなる。言説のやりとりである以上、それが言語ゲームと称しうるものであることはたしかだ。しかしながら法的言説の特質は、それが自らを他の言説の通用一般から区別するところにあらわれる。法

が法であるのは、それが言語として通用することにはよらず、それに加えてそれが法として通用することによる。

言語なりまた規則なりの通用性一般は、言語ゲーム的な状況である。言語はそれが通用することの根拠を、当の言語のなかに書きいれておくことはできない。^{*} ところで、法が法として通用するとは言語が言語として通用することとはまた別の、事態である。そこで、法の有効性一般について言語のなかで、あるいは法が通用することの根拠を言語の中に書きとめ、確定するということもできてもよさそうに見えるかもしれない。しかしこのようなことはありえない。

法が法として有効であったりなかったりするのとは、法がとる言語形態に依存するわけではないのである。たしかに、法の条文は命令なり一定のスタイルで記されなければならないものであるし、法秩序の全体を法令や判例などで構成しようとするならば、それらテキストの間には論理整合性などいくつかの形式的な諸条件をみたさなければならないであろう。ただ、それらだけでは十分でない。誰でもこれらの条件をすべてみたした、言語的構成物——偽の法体系——を作ることができる。必要とあらば「これは偽あらざる本物の法体系である」と前置きをつける。後代の聖皇人は、地球を発掘してこの偽の法体系を見出し、それを本物の法体系にもとづくものとしてささかも区別できないう。つまり、法が法として有効であるのは、法をあらわす言語形象がとり扱われる仕方による。それが法として扱われればそれは法であり、法として扱われなければそれは法でない。法をなりたてる言語活動をとりまく社会的文脈が、それを法としている。^{**} この文脈について当の言語活動が言及し、それをすっかりとりこんで、まったく文脈に依存しないものに昇格することなど、不可能である。

法が法であることを弁証するためには、法を法たらしめるこの社会的文脈に依附しなければならない。法の正統性の弁証手続きもまた、これと同じ処置を要求されるはずである。しかし事態がまさしく〈言語ゲーム〉的な状況であるならば、こうした試みの不成功は約束されている。

戦後日本民主制の正統性は、どのように与えられているのであろうか？*

日本国憲法は、旧憲法（大日本帝国憲法）の改正という形式を踏んでいる。したがって、日本国憲法の正統性と有効性は、旧憲法の正統性と有効性とを前提にしており、それ抜きに考えることはできない。現行憲法が旧憲法の改正である以上、改正される以前の法秩序との連続性がふまえられている。旧憲法下での刑法、民法、商法、……その他の主要法令も、ほぼそのまま引き継がれており、その面でも法秩序の連続性がみとめられる。法テキストをその形式からながめる限りはすくなくとも、このように考える以外にない。

ところが有力な憲法学説（いかなるもの、通説とよぶべきか）は、必ずしも二のような見解にたっていない。宮沢俊義らの「八月革命説」によれば、1945年8月に「革命」があり、旧憲法の法的正統性が断絶した、とされるのである。「八月革命説」は、新憲法がふまえている形式上の正統性から考えると、たしかに非論理的で、珍説奇説のたぐいとうつる。

戦前から東大法学部で憲法を講じていた宮沢俊義は、1945年10月から国務大臣松本烝治を主任者とする憲法問題調査委員会において、憲法改正案起草の中心役割を果たす。ところが1946年2月、マッカーサー司令官は松本委員会案を日本民主化のために不適当とみとめ、幕僚に命じて別途に憲法草案を起草させて日本国政府に示した。現行憲法が殆どこのマッカーサー草案にもとづくものであることは、周知のとおりである。

宮沢らによる松本委員会案は、旧憲法がもともと民主的傾向と相容れないものであるのではないと考え、ポツダム宣言第10項に即して「民主的傾向」を「復活強化」すれば足りると思っていた（→長尾〔1982:145〕）。ところが連合国最高司令官はこれを容れない。そこで宮沢はついに、降伏の革命性をみとめるにいたる。「降伏は、かような明治憲法が、たゞく堅固しない変革を、その規定にかかわらず、事実において、もたらしたわけである。この意味で、降伏は、法律学的には、革命的性質を有するものだと考えなくてはならない。」（宮沢〔1973:47〕）降伏によって日本国家は、独立と国家主権とをうしなったのであり、また、最終の政治形態が日本国民の自由に表明された意志によって決定されなければならない

らなくなった（連合国8月11日回答）ので『これと両立しない天皇主権は、当然否定され』（宮沢〔1973:47〕）『国民主権がすでに確立されていた』（宮沢〔1973:60〕）のである。*

宮沢説は、占領軍の権威に、戦後民主制の正統性〔10〕をみとめるものである。それではいつ国民は主権者となったのか？ 宮沢が押しつけ憲法説を採用している点も考へあわせると、それは降伏と同義であると考えられる。***すると、なぜ現行憲法が、旧憲法の改正という形式をとらなければならなかったのか、大変に疑問だ。***その起草の過程も、また審議の方式も、主権者である国民にはなじみだ通りしくないからである。彼が革命説という虚構を採用してまで現行憲法の有効性を弁護しようとしたのは、その内容が民主的なものであると彼が信じたから、と考えられる。「ことあるまじきものだが、何らかの意味で「おしつけ」られた憲法が、歓迎すべき性質——たとえば、国民主権——を含んでいないとは、限らない。」（宮沢〔1973→1978:396〕）

八月革命説がどれほどの謬説であるかをのべるのは別の機会にでも譲るとし、ただ八月革命説のうちに、どれほど法的正統性に対する感覚が欠如しているかだけを指摘してみよう。第1に、革命という正統性の創造と、七三条改正という手続きにもとづく正統性の継承と、このふたつの相反する原理が学説のなかで調和していないこと。第2に、舊し憲法（案）がおしつけられたのであれば、それは正統性も欠いており、いかなる手続きによろうと憲法ですらないはずであるのに、それを認めないこと。第3に、民主制の把握が形式的でなく内容主義的であること。第4に、正統性の弁証法が、法解釈や学説研究から十分分離してないこと。****

8

占領とそれにとりなう憲法改正は、きわめていりくんだ状況を招来し、手続き的にも見通しを失ったものにした。もともと正統性の顕在化という日本人が、すっかり混乱してしまっただけでも無理はない。

日本共産党は一時期、解放軍規定をかげ、占領軍を歓迎した。共産党ない

し革命左派は、もともとマルクシズムの教義にもとづく暴力革命とプロレタリア独裁とに関する正統性の観念を有しているはずであり、従って、戦後民主制（というよりは、民主制一般）に対して、戦略的・戦術的にのみ悶々としてそれ以上の価値付与をしないのが大原則である。^{*} この原則は、政治目標として民族民主統一政権の樹立を掲げようと、あるいはいかに社会主義政党の体裁をとろうと、変わるはずのないものである。来るべき革命と窮極の政治理念が戦後民主制を造るものであることは言うまでもない。

ところがいくたびかの分裂、路線斗争や党勢拡大運動の結果、日本共産党に生じたところをみると、以上の原則とは反対のことである。民主制の評価や、民主団体、平和団体、市民団体との調和、協調、連携は、革命の戦略・戦術のなかで位置づき、是認されるだけのものだ。そこで、党員と大衆とに対して、密教と顕教とを使い分けるといふことを、日常的に行なわなければならない。党がその本当の姿をあらわすのは、巷言の曰、あるいは革命的な情勢の熟したときであり、それまでその姿は隠れている。このような顕教／密教の分類をたえつづけることは、党の正統性への十分な信頼と革命の教義への信念がないと不可能である。

かつて日本共産党は、コミンテルンの日本支部として組織論上の正統性を自ししていた。^{*} 戦後コミンテルンはすでに解散しており、中ソ論争に際してソヴェート共産党と、のちに中国共産党とも連絡がまいて、日本共産党は、戦前からの正統性以外に、組織論上の正統性を主張できなくなってしまう。また、教義上の諸問題についても、いくたびか重大な反対派があらわれ、また同志自身組織を古典的なものからは見るかげもないほどのものに変質させてしまったため、教義上の正統性も脅かされている。要するに日本共産党はそれ自身が、権威となり、正統性の源泉とならねばならぬ。宮本の「自主独立路線」とはこのようなことだ。

それでも'60年ごろまでは、前衛党信仰が生まれており、日本共産党は革命と救済のための位階秩序として命脈を保っていた。こうした党の正統性を維持するためのメカニズムが、民主集中制である。このカトリック的な秩序は、党指導部の「解題権」を保証し、それによって、教義上の正統性と組織論上の正統性に下属させるものである。民主集中制は、下部の党員・大衆のあいだに、巨大

な正統性感覚、規範感覚の喪失をうむ。なぜならば、現在伝えられる指令に対する服従は、内容に対するものであってはならない、それは次の瞬間に別のものに変化するかもしれない、ただそれが組織的な上部から通達されたという理由で服従すべきである、からである。ところがこうして党組織の殆どどの部分から、密教の部分——革命の正統性への帰依——が喪失されてしまうと、党の革命的な指導性もまた消滅してゆくことになる。下部に寄せられる限りまでの方針しか流せない、という形で、組織が上部の戦略・戦術を拘束するようになる。というのも、指令がかりに従わねばならぬ、それはただちに党の正統性、その組織論上の正統性（のこされた唯一のもの）に打撃を与え、党の権威を失墜させることになるからだ。民主集中制をめぐりあらわれた田口富久治りの党内論争はこの点からも研究に値するが、その結末の仕方もまた、日本共産党的である。

結果的にみれば、日本共産党は、戦後民主制のなかでそれを否定する別個の正統性を置けなかった。そして、民主制的な諸価値へのなしくずしの帰依によって、戦後民主制に包摂されている——立花隆彦に言わせると、「党を革めて転向している」——最中だ、と見えよう。

9

さて、本来戦後民主制の枠外にあったはずの共産党を除けば、国内の政治的諸勢力は、護憲／改憲の2大勢力にわかれているとみられる。この対立が正統性をめぐるものでなく、まったく内容主義的なものであるという点が、またわれわれの特徴であるかもしれない。

日本社会党は、戦後民主制が平均的大衆にどのような受けとめられたかを示すよい指標である。

社会党は、革命左派たることを留保し、労働者・農民・大衆の権利と利益を擁護する政党——革新政党——として、自己を規定せんとした。これは、マルクシズムの階級規定や現状分析をほぼそのままのかたちで踏襲しながら、その革命戦略については放棄する、という、なにか中間的な政治方針にもとづくも

のである。この結果、統治形態の正統性の根拠は、戦後民主制それ自体のなかに立てなければならぬ。そこで、戦後民主制に「内容的」に固執し憲法擁護を唱えるという、保守的で屈折した法-規範感覚がこの党に支配的となってしまう。民主制は、自分で自分を支配するための政治的なメカニズムであり、自己支配のためには正統性感覚が不可欠である。自己支配の熱情に欠け、救済と恩恵の源流のように民主制をながめていたのでは、どのような政治的能動性もうまいまい。こうして戦後民主制のなかで磨耗していくのが、社会党の宿命である。社会党に代わり、民主制の形式に関する正統性感覚にすぐれた政党をうみだしてようやく、民主制が日本人に理解されたと言えるのではないだろうか。

10

自由民主党の、戦後民主制に対する姿勢がむしろ、興味あるものである。この政治勢力は、産業界・ブルジョワジーの見解を代表するとともに、農民層、自営業主層、……など残存する伝統的共同体社会の利益をも代表した。伝統的な共同体社会は切り裂きにされ、傾に踏み住となっていったにすぎないのかもしれないが、農地改革によって出現した大量の小農層と、戦後の産業カテゴリー、官僚の連携が締結可能であったことが、この政党の政権を支えたのである。

ところで自民党は、党規程に憲法改正を謳っている。護憲派はときにこれを非難するが、改憲を謳うこと自体は別に悪いことではない。憲法改正は日本国憲法に定めのある手続きである。改憲を求めて政治運動を行なうことはまったく合法であり、憲法によって保護される。自民党が、たとえ政権党であろうとなかろうと、改憲運動をくりひるがえることは、戦後民主制のいかなる（形式的）規範とも抵触しない。*

重要なのは、現行の法秩序に従い、憲法に忠誠を誓うことと、その憲法を改正しようとする事とが、すこしも矛盾しないことを理解することである。改正する直前まで憲法が憲法であるから、ではない。およそ現行憲法が有効であり正統であるという前提なしに、その憲法をその手続きにのっとって改正しよ

うとはかることすらできないから、である。

改憲をはかろうとする自民党その他の政治勢力は、感情的な護憲勢力にくらべ、こうした点をよく理解しているのだろうか？ 憲法改正の論理を詳しくみると、正統性感覚の失調においてはいっさいおかたの護憲勢力とよい形質であることがわかる。というのは、その実体が、いわゆる自主憲法制定論であるからだ。

憲法改正の動機とはいかなるものか？ といふ、現行法秩序の有効性と正統性をききとめた上で、その各条をよりすぐれた内容のものに変更しようとすることであろう。したがって改憲運動は、改正のための案文が用意されてはじめて、いみあるものとなる。たとえばひとつの焦点である、第9条であるが、もしこの改正の方向が、国防権ないし交戦権の明記と自衛隊の（軍隊としての）承認にあるのだとすれば、その改正の内容の優劣が論争点となるべきである。護憲勢力は、改憲を考へたり議論したりすることが悪であるというような含意を一切排いて、現行憲法（の平和主義）が内容上改正案より優位に立つことを弁証し、世論を自らの側に獲得するところに政治目標をおくべきである。それが果たされれば十分であるし、もしそれに失敗すれば、護憲論は正当化されないか、たとえ覚悟しなければならぬ。

ところが、改憲の動機が「自主」憲法制定であるならば、それは内容的に正しいことになる。「自主」的な憲法なら、内容は何でもよいことになるだろう。* これでは、改憲をめぐる内容上の論争は不可能となる。現憲法が「自主」的かどうかは、手続き論であり、さらに言えば正統論である。ところが自主憲法制定論は、正統論というところがどうもよく解っていないようである。

11

岸信介が会長をつとめる自主憲法制定国民会議は、改憲をすすめる自民党の大衆運動部門と言えるものである。* このような改憲運動の存在は、現憲法と形式上なんの矛盾もない。しかし現憲法の正統性と、この運動の持つ正統観とは、どうもうまく符合するものではないようだ。

なぜ「自主憲法を制定」しなければならないのか？ その趣旨は、現行の憲法が連合国（アメリカを中心とする占領軍）によって「押しつけられ」たものであるから、改めて「日本国民の手で、日本に適わしい」憲法を制定すべきである、とするものである。国民がその主権を行使し、偉大なる立法行為に参画しようとする試みは、民主制を正統づける論理そのものであり、戦後民主制の精神そのものであるとさえいえる。

問題はなぜその制定手続きが、現行憲法の改正でなければならないのか、である。現行の憲法は明治憲法の改正というかたちで効力をもった。もしも来るべき改正が望ましい手続きとして憲法を聖別できるのだとすれば、1946年の改正はなぜこうでないのだらう。

憲法の「押しつけ」論というのが大体アイマイで、はなはだ正統論的ではない考えなのである。改憲派のとしている「押しつけ」論は、実は宮沢俊義らの「八月革命論」とそっくりである。事実として考えていくなら、現行憲法に占領軍の強い意向が反映しているのは明らかである。マッカーサー草案をみとめないと、天皇の「person」を保障できない——すなわち、国際裁判にかける——という、背しめいたやりとりぐらいはあったのかもしれぬ（宮沢[1973—1978]）。しかしこうした常識にみやすい社会的な文脈と、法的なロジックとは別のことである。として、法に正統性や効力を与えるのは、復讐、すなわち法的なロジックのほうなのである。

1946年の憲法改正の時点で、日本には、主権があったか、なかったかのいずれかである。として、占領軍の指示の有無や、改正草案の作成のいまさっなどは、この際直接関係がない。主権はあるかないかのいずれかであって、あるようなないような中間というのは考えられない。^{*} もしも憲法を改正するに足る権能が日本に残っていたら、現行憲法は正統であり有効であって、いまさかの取理もないことになる。またもしも憲法を改正するに足る主権が日本に残らなかったのだとしたら、（たとえ形式を100%ふんでいたとしても）改正手続きは無効であり、改正憲法は正統でない、したがって憲法ではないことになる。として事態はかならずこのいずれかである。

もしも後者の考えにたつ、現行憲法の正統性を疑い、もしくは否定する運動を組織するのだとしたら、それは当然、現行憲法の改正手続きによる「自主」

憲法制定運動ではありえない。なぜなら、喪われた正統性をそのような手段で回復することは不可能だからである。そうではなくて、必要なのは、明治憲法にもとづく帝国議會を召集し、明治憲法の正統性にさかのぼって、あらたに憲法を制定するようはかることだろう。^{*} 戦後30年以上を経過した現在、このような主張を掲げることには、あるいはみでは現実がたれしてみえる。しかし、法的ロジックにもとづく正統性追求とは、まさにこのようなことだ。この点からみると、自主憲法制定とは、正統性の確認としてはナンセンスとわまるものである。^{**} 「自主憲法」であるかどうかという批判の標準は、虚偽的である。^{***}

またもしも前者であって、現行憲法が正統であるとみなしうるなら、それが「自主的」であるうとなかろうと、もはや問題にもならない。それに忠誠を誓うものは、口をぐむべきである。

いずれにせよ自主憲法制定運動は、正統性感覚を喪失した、運動暴発のようなものである。これはちょうど、日本共産党が、革命の正統性信仰からますます離れ、ぐずんでいる現状とみあったものである。保守派や右翼の存在理由は、また革命左派の存在理由は、それらなりの正統性原理を政治的現実と折りこんでくるところにある。そのどちらもがきわめて好い加減な正統性感覚しか持たあわせていないで、そのあいだで、ひとびとは戦後民主制という自らの法秩序について、信頼と帰属感を養えることができるだろうか？

12

戦後民主制が一巡し、その〈外〉が目指された時期として、1970年前後は注目すべき時期である。三島由起夫の事件、おひび、大学における全学闘の動きについて、考えてみよう。

三島由起夫は、戦後の正統性感覚の失調に、もっとも強い不快を覚えつづけた者のひとりであった。1970年11月28日、三島が市ヶ谷の自衛隊駐屯地（旧陸軍直）に乗りこみ、自決した事実については周知と思われるので、その要点のみを確認のいみで整理しておく。

(4) 三島が目的としたのは、クーデターであった。

(2) 三島がクーデターの主体と考えたのは、国軍（となって然るべき、自衛隊）であった。

(3) 三島が、戦後民主制にかえて根拠においた正統性は、天皇であった。ただし天皇と言ふとも、戦後民主制にいう象徴天皇でも、機関説（国文法人説）にいう天皇でもない。日本で伝統的に、唯一正統性の所在のありかとして、正統性の弁証にかえて用いられてきた、抽象的な天皇である。*

(4) 三島は、天皇の名のもとに、戦後民主制の〈外〉に出ようとした。しかし、自衛隊——戦後民主制の、いわゆる平和憲法のもとではその存在が正当とされているかなど疑問であるが、にもかかわらず、その法秩序に従う官僚であるところの、交戦権なしの「軍隊」——は、その〈外〉に出なかった。

(5) 三島が自決したのは、戦後民主制の法秩序の〈外〉に自らの行為をおくためである。そのため、彼は自力救済の原則にのっとる必要がある、彼を彼自らの手で断した。***

三島の自決事件について奇異であるのは、三島が計画の成功を殆ど信じておらず、自衛隊が現行の法秩序を逸出する見込みのないことを正確に見通していたにもかかわらず、なぜその計画を実行に移さなければならなかったのか、という事柄である。殆ど現実味の無いクーデター計画（の最初のステップ）を無謀にも実行し、予想どおり挫折し、すぐさま自決——それだけは周到に準備がぬってあった——してしまふとは、どういうことか？

三島は、武士として自らをみたて、武士道に依っている。（切腹を試みるのは、武士だけである。）

武士とは、ところが、私兵であって、国家機関の成員ではない。したがって、天皇と直接の結びつきをもたない。*** 武士は、中世から近世にかけての統治階級であり、統治者としての身分にかかる倫理や行動準則をもっていた。しかし武士による政府——幕府——の統治の正統性が、じつはわが国の場合、まことにありまいなのである。（これは、科挙の制をとり入れた、韓国^{韓国}の統治階級——^{テバン}兩班——のケースと対比してみると、よくわかる。） 武士の忠誠の対象は直接の主君であって、一般的な規範でも、憲法でも、天皇でもない。

三島が、天皇と直結し、国体と（左翼の暴力革命に抗して）身を挺して守るために作つたのは、私兵の集団たる「楯の会」であった。ところが、この「楯の会」は、それ自身、正統性を創出するだけの原理を有していない。（それは「楯」なのである。） 彼が天皇と直結し、正統性を獲得する至極が訪れるかどうかは、皮肉なことに革命左派の動きに依存することになる。

ここに三島の正統性感覚の歪みがあらわれている。もしも天皇を権威の源泉とする法秩序を実現したいのであれば、三島は自らが首班となって、クーデターに臨起すべきであったろう。* しかし彼は、正統性の創造へと向かわず、まず反革命を願へと向き、ついで叛乱扇動へと向かってしまった。彼の扇動は、より大きな武力に対して動きかけるものであるから、直接の臨起よりも一層政治的な有効性を狙ったもののようにも受けとれる。しかしもちろぬ、これは偽^偽装だ。彼は彼の秩序を、法秩序として実現するのではなく、法とは無関係なところに、美学的な形象として実現することを選んだのである。このとき、美学的な形象としての天皇は彼のものとなり、彼は天皇に帰一する。三島は法学部の出身であったが、帰依の対象である天皇と、法的正統性の源泉である天皇とを、矛盾なくひとつにつかむことができなかったのだ。

13

日本赤軍（ないし連合赤軍）は、前衛党による武装蜂起、暴力革命というマルクシズムの古典的な戦略戦術に、忠実であるように見受けられよう。（この点ではむしろ、三島より一貫している。） 連合赤軍の場合を言えば、まず第1に彼らは、非法活動（捕鯊強奪、銀行襲撃、……）を展開し、自分らが法の保護を受けず民主制の〈外〉に移行することと十分はっきり自覚し、とらびとっている。また第2に、自分らの行為の正当性が、革命の正統性（すなわち、自分らが教義上の正統性を有しており、正当な現状分析を行ない、適切な戦略・戦術にしたがっていること）にかかっていることを、よくわきまえている。第3には、自分ら独自の組織原理、服務規則、とりわけ刑法と軍事組織をもっている。これらの特徴によるならば、この運動が、戦後民主制に抗して新たに

正統性を創出しようとするものであることは明らかだ。

これらいわゆる「過激派」で問題なのは、むしろ、あまりにも古典的なマルクシズムの革命の形式に忠実でありすぎることだ——むしろ革命的な情勢が熟さない場合でさえも。これを、正統性の過剰な追求、というもうひとつの危機のあらわれとみることが、おそらく適当である。正統性のまじでは、社会的現実が抹殺される。——こうした前のめりの前衛が生じてきた理由を、たずねる必要がある。

こうした過激派の急進主義は、キリスト教新教派の^{ファンダメンタリスム}、逐条憲法主義になぞらえることができる。その前段階は、ローマンカトリックとも言うべき、国際共産主義運動の教義上・組織論上の正統性に対する信奉であった。しかし、スターリン批判と中ソ論争、ハンガリー動乱など国際共産主義運動の変質は、そうした信奉をもはや不可能とする。無産者の階級的運命のあいだに、国境がたちだかりはじめる。このことによって、教義上の正統性も、組織論上の正統性も、決定的にとこなわれはじめる。

そこでひとは、直接マルクスとマルクシズムの原典に溯及し、教義上の正統性を確立しようとする。『経哲手稿』や『ドイツ・イデオロギー』など、依拠するテキストや解釈の差異に応じて、当然数多くの正統性がうまれる。そして、前衛党の理念が生き残っている間は、これら正統性は組織論上の正統性の争い、すなわち党派的な対立として現象しないわけにはいかないのであった。

連合赤軍は、こうした党派のもっていた可能性を、極端にまでおしすすめた例である。彼らのあまりに現実ばなれのした現状分析は、たしかに未熟であり、彼らの失敗は当然すぎる。だが、これを嘆うのはむしろたやすい。ひとは各人の正統性を発見しなければならぬのである。そして、連合赤軍が辛うじて発見した正統性は、多くのファンダメンタルな諸党派の見つけるものより、劣っているということはない。ただ、彼らはことばをもって布教することはできなかった。彼らが獲得すべきは、魂ではなくて権力であったから、である。

こうして、正統性を弁証する^{ファンダメンタル}ためのみ、過激であること、という政治党派の自己運動がはじまる。この運動は、社会的文脈（もしくは現状分析）から自出であるのだ。

14

内ゲバ——党派（＝宗派）斗争——は、革命の正統性をめぐる不可避のあらわれである。戦後民主制に対して革命の理念を対置し、民主制の内蔵する形式手続きの正当化原理に一切の信をおかないのなら、この争いは必然である。

1968年、いわゆる全共斗運動は、これら諸党派のあいだにあらわれた。その著しい特徴をあげるなら、①脱自治会（＝脱民主制）、②脱党派（＝脱前衛）というようになる。前者は、戦後民主制の正統性に対する不信と結びついており、後者は、教義上の正統性一般に対する不信と結びついている。そのいみでこれはまさしく、スターリン批判が一巡した戦後のある時期、あらわれはじめるべくして現われた運動であった。そして上述の二者の不信にもかかわらず、あるタイプの正統性を創出しようとした試みなのである。

教会史になぞらえるならば、全共斗とは、宗教戦争や党派斗争にひきつづき、宗教的寛容の時期に並行する現象である。そこでは、空間的な人々の共在（Mitdasein）がきわめて重視される。そして、党派的な正統性の追求が教条にまでつまみめられることが警戒され、抑止される一方で、そうした正統性の存在を承認する、一種の脱正統感覚が支配的となる。こうした寛容と、教義内容に関する冷淡さは、民主制を思わせるが、形式的な制度の支配をみとめないという点で、古典的な民主制とは大きくずれている。*

15

全共斗について述べるまえに、その前駆である全学連について、比較のいみど注意を向けておこう。

全学連——全日本学生自治会総連合——は、各大学自治会を加盟単位とする任意団体であり、各大学共通に直面する政治課題に向けるの、大衆動員組織として機能する。1960年の安保斗争の際に、全学連が大衆運動のなかできわめて重要な役割を果たしたのは周知の通り。*

全学連の指導部は多くが日支の要員であり、同支の指導下にあるはずであったが、全学連は多くの政治闘争で最も戦闘的な役割を演じてゆくうち、あるとき気づいてみると、指導部はとっくり共産主義者同盟（共産同＝安保マンド）に乗りうつ、こしまう。共産同は、①マルクイズムの教義上の正統性をみとめ、前衛党と革命の理念を信奉するが、②日本共産党の教義上・組織論上の正統性を認めず、③Marxがかつて共産主義者同盟に正統性をみとめたという歴史的^{ファンダメンタリスティック}事実^{ファンダメンタリスティック}に歴史主義的に固執して、共産党とは別個に新たな組織論上の正統性を創始しよう、とする試みである。^{*}

全学連という組織・運動形態は、両義的なものである。一オで、それは、公認された学生自治会の連合組織である。制度上の大学に根拠をおき、制度上の大学生らによる手続き的な代表性にもとづいて構成された、組織論上の正統性に依拠する組織である。その二オで、全学連は、戦後民主制の枠内にあり、その申し子であると言えよう。ところがもう一方で、全学連は、内容的に、戦後日本に層として輩出しつつある知識人＝大衆をいみする。大学生総体は、よりな汎民大衆に対しては進んだ、目覚めた、指導部としての役割をにない、突出した政治活動の主体として位置づけられる反面、さらにそれ自体が知識人の大衆的な運動であって、いまだに革命への明瞭な戦略・戦術をもたない政治的指導部（前衛政党）によつて指導されなければならない。共産同の正統性は、組織論上の正統性をもたない全学連の大衆運動（安保斗争）を革命的な昂揚へみちびくことで弁証されるはずであった。

大衆運動（安保斗争）と革命運動の二人三脚は、古典的なレーニン主義の運動論あるいはマルクイズムの戦略・戦術論からすれば、常套な形態である。しかし実はこの形態は、大衆運動の具体的な目標や内容にみまつけられるばかりで革命への志向から遠れつつける遅れた部材——政治的な後衛——を不断にうみだしつつける過程でもある。安保斗争が「敗北」し、革命的な昂揚が霧散するにしたがい、共産同の正統性も、またその存在理由も、容易に脅かされる。

安保斗争の1960（昭和35）年は、戦後民主制に対する素朴な信奉にもとづいて大衆運動と革命左派の活動とが相当程度の連携をもつことのできた、最期の時期にあたると言えよう。^{*} この連携の破綻は、双方の側面に互解をうむ。

安保斗争を担った知識大衆をみま、た「挫折」は、無定型なままに伏流して、結局のところ、戦後民主制への内容主義的な帰属感情を褪色させ、その正統性への信頼を喪失させる一方、戦後民主制の（主に経済的なメカニズムの）実効性に対する信憑を増大させるように働いたと思われる。それにつれ、革命左派も、また全学連自体も、分裂にみまわれる。

黒田寛一らが革共同（革命的共産主義者同盟）を組織したのは、'60年の革命的情勢をカロレタリア革命に転化できなかった共産同の弱体を受取り、教義的にも組織的にもいっそう強力な職業的革命家の前衛党を建設するためであった。しかし革共同は、路線上の論争に困り、まもなく革マル（革共同・革命的マルクス主義派）と中核（同・中核派）とに分裂してしまう。また、'60年代半ばには、社会党極左改革派の学生組織であるフロント（社会主義学生戦線）、社会党の青年組織内の分派である社青同（社会主義青年同盟）解放派なども、登場してくる。^{**} また、日支の中国系分派は文化大革命を背景に勢力を伸ばし、ML派を結成する。他方共産同は、部外者には容易に利かないほど縫いかえして分裂を遂げ、泡沫的なものを含めその間にも大小沢山の分派をなした。こうして一様に革命と体制変革の理念を掲げ、互いに鋭く路線上の対立を示しながらも、その実きわめて似通った活動形態をもつ諸党派の並列状態が、安保斗争の帰結として生じたのである。

全学連を指導することが諸党派の正統性弁証に結びつくと考えられたから、この党派も全学連を主導下にひきこめようとする。^{***}ところが、全学連は大学自治会単位の加盟であり、この党派も自身が執行部を握っている自治会の主導権を手離すつもりはなかったから、当然にも全学連は、単一の实体としては動きがとれなくなってしまう。革マルの主張によれば、安保全学連の全学連旗を継承しているとか何かの理由で、彼らの全学連が組織論上の正当性を有するのであった。それに対して、中核・青解・フロントの三派は、系列の自治会を糾合して、いわゆる「三派全学連」の結成を宣言する。他方、日支＝民青は、組織論上の正統関係とは無関係に、全学連を「再建」する。諸党派は1970年を安保政

治決戦のときと考えたから、これら大衆運動組織が必要であったのだ。しかしこの結果、党派がハゲモニーを纏う大衆組織全般に対する警戒心がつよみ、こいく。学生大衆の、個別の斗争に関わりたしとする積極的な関心と、諸党派のひきまわしに対する警戒とが衝突して、適切な運動形態が見出せない時期が続いていく。*

'60年代半ばの「日産斗争」から、第1次、第2次の羽田斗争、成田斗争、王子・佐世保とつづく一連の斗争は、どの党派によっても70年の前哨戦と位置づけられた。これらの運動形態は、70年を意識した大衆的な街頭斗争である。各党派は、社会党などのスケジュール抗議集会に参加もしくは介入し、あるいは二、三の党派が「支闘」するというかたちで、学生大衆をよびあつめ、ひきつづく街頭デモで過激な戦闘性を出すことにより勢力を拡張しようと競いあった。ことに「ガバ橋」を登場させた羽田斗争の衝撃は大きく、それ以後の大衆的な抗議行動の様相を一変させてしまったと言ってもよい。

17

'70年に支えち全国各大学をまきこんだいわゆる「学園斗争」の運動形態を、全支闘方式とよぶならば、この方式は正統論にたづなつていくつかの顕著な特徴を具えているとみられる。60年の全学連-自治会方式との対比でこれを簡潔にまとめるなら、全支闘は、①メンバーシップの固定しない任意加入の、②学内任意団体であり、③その内部に代表関係を内蔵せず、④指揮・権限系統が明確に存在せず、⑤したがって決定と執行とが分離しない、⑥特定目的を掲げた、内容主義的な集団である、という一連の特徴を指摘できる。

全支闘（全学支闘会議）として最も有名であるのは、日大全支闘（1968.5.27結成）、東大全支闘（1968.7.5結成）の2つだが、そのほか全国無数の大学・高校に同様の組織が、とくに互いの連絡もなく、結成された。** これらがすべて一律に論じうるものではないだろうが、私自身の知見をいかにすることも考えて、東大全支闘のケースを代表的なものとみなすことにする。

東大全支闘についてまず考えなければならぬのは、それが自治会に対して

いかに関係にあるのか、をば、より理解することである。全支闘は、それ自身自治会機関でもないのに、大学当局に対してどのように組織論上の正統性を主張したのか？*

全支闘と自治会との関係は屈折しており、微妙である。一方では全支闘は、自治会とは異なり、自治会的原理とは絶縁した組織であることを強調する。「ポツダム自治会総論議」が唱えられ、自治会的・戦後民主制の諸原理や手続きに対する貶下を人々は口にする。ところがこの一方で、全支闘のもっとも基本的な活動形態——無期限ストライキ——は、学生大会ないし代議員大会の議決にその基礎をおいている。全支闘を構成する各団体は、こうした議決にもとづいて設置された実行機関（闘争組織）である。自治会の議決機関は繰りかえし東大全支闘の七項目要求や全学封鎖方針を支持する議決を行なっているが、全支闘とい自体を組織的に承認したことはない。**

東大斗争の火元である医学部を除けば、各学部は当局の機動隊導入に抗議し、医学部処分の撤回を求めてストライキを構えているのであり、総長・評議会とも医学部とち、直接の交渉ルートをもっていない。学部横断的な支闘機関である全支闘が組織される必然は、ここにあった。その獲得目標は、処分撤回であり、そのための手段がストライキ・封鎖を含む実力行使である。大学が機能的な全体をなしている限りで、その各部の機能を次々停止させていけば、十分に大きな圧力となるという判断が、この戦略を支えている。

18

60年の安保斗争が大情勢を前提とした政治斗争であったのにひきかえ、全支闘の運動はどこでもかかわらず、個別条件闘争である。その見かけの派手々々しさや思ひいれの大仰さ、戦略の「過激」さにくらべ、その目ざすところはあまりにもわずかである。目標の精選と手段の肥大——これがまず第1に、全支闘運動を特徴づけるもののようと思われる。***

全支闘運動の実体は、大衆的な反管理運動として、もっとも適切にとらえられるように思われる。①ささやかで身近な獲得目標——その多くは、身に親

る圧迫をはねのけようとする、消極的なものである——、②それを、法秩序や正当化された手続きによらず、自力救済によって解決しようとする、③そのための手段として、自らの帰属する組織性の機能停止——封鎖——をはかる、④条件的な斗争であるはずだが妥協ということがなく、結果的に‘敗北’する、というのが、数多の全支闘がほぼ例外なしにたどった道筋である。*

東大斗争は医学部での学生処分撤回を目的とする。この処分自体は、それ以前から医学部の教員・研修体制とめぐって争われてきた医学部斗争の経過のなかで生じた事件であった。東大全支闘は、もちろんこの医学斗争自体を担う運動主体ではなく、たんに不当な処分を撤回しようとするだけのものにすぎない。

ではなぜ、この処分は「不当」なのか？ 東大全支闘が、この不当性を弁証する仕方について意見一致したことはないように思われる。処分の不当性は一般に、①事実認定に誤りがあるから、②斗争弾圧の手段であるから、③およそ処分であるから、の少なくとも三つの基準でたてることができ、ときと場合に応じて①～③のどれかが主張された。①に純化するとすれば、当局の処分権と学内の法秩序を承認したことになる。** ②に純化するとすれば、斗争の（内容面的）正統性に承認を与えなければならない。③は、大学という制度自体の否定につながる。——これらは斗争根拠として全く異なるものであるが、あえて区別されなかったようである。

むしろ斗争は、処分が発表された時点よりも、処分に抗議して時計台・総長室を占拠した医学部全学闘争委員会メンバーを排除するために、大河内執行部が機動隊の導入を要請した時点で、一気に全学化した。***

学内問題を解決するのに警察力を導入した事実に対するアレルギー反応——今日から考えると過激ととられる反応傾向は、当時まだ‘大学の自治’なるものに対する幻想ないし信憑が、生命を保っていたこととうかがわせる。ポロ事件などからも判るように、‘大学の自治’とは、大学内に警察力をふくめた市民社会の法秩序をそのまま作用させない、という一種の治外法権を意味する。学生処分に対する抗争は、裁判斗争など戦後民主制によって保障された法政メカニズムを通じた救済へと向かわず、大学という特異な島宇宙の権威の中心——総長——へと向かったのである。

19

反戦反安保集会が全国で開かれた6月15日（土）の早朝、医学部全学闘は時計台を占拠。同17日（月）早朝、機動隊1200名が導入されたが、全学闘はいち早く退き、逮捕首をださなかった。ただちに同日昼、時計台前で、機動隊導入に抗議する6000名の緊急集会が開かれる。この主力は駒場の1、2年生であったが、この日のこうした機動的な反応がなかったなら、東大斗争も存在しなかったろう。

教養学部の自治委員長選挙がこの直前まで行なわれており、開票の結果、フロントの今村俊一（LE・2年生）が、民青系の現執行部を破って当選した。これが6月16日のことである。17日、機動隊の導入を知りや、彼とその執行部は観光バス数十台を手配して駒場キャンパスとその周辺に陣取りさせる一方、登校してくる学生に呼びかけて、授業放棄をクラス討論に切りかえさせる。そして右も左も判らないままの駒場の学生ほとんど全員を、民青も車マシも呉越同舟の態で、バスに介乗させ本郷に送りこむことに成功した。このような大暴動員は、立ちあがりの鈍かった本郷の各学部にショックを与えたが、それ以上に駒場の学生を含む集会参加者全員に衝撃を及ぼし、後もどき不可能なある集合カギに最初の一押しを加えたのだった。

6月17日の抗議集会、6月28日空母雄勝内での総長会見など、ごく初期の大衆的昂場の段階では、行動単位はクラスなど制度的な自治会の単位であり、党派色は面にたたず、どの党派もヘルメットを脱いで大衆の中にまじった。急がしらの旗には、ライトブルーのスクールカラーが用いられる。しかし7月にはいすると、日交＝民青系と新左翼諸党派とのあいだの亀裂は決定的なものとなる。

7月3日、教養学部の代議員大会では、無期限ストライキ提案を支持する新左翼諸党派・大衆と、それに反対する日交＝民青系とが対立し、前者の提案が可決される。翌日行なわれた全学投票によって、同案は多数の支持を受け、教養学部はストライキ権を確立する。

ストライキ決議にもとづき、今村自治委員長は、医学部に依りて自治委員会、常任委員会のすべての権限を全学闘争委員会に移譲してしまう。この全闘委は各一名の代表よりなる、ストライキの最高意思機関であるはずだったが、まもなく有名無実化する。また全闘委の下には実行機関としてストライキ実行委員会（更ごスト実つ）がもうけられたが、主導権を担って軍マルと青解が活動費・シンパを大量に送りこんだため機能できなかった。そこで実際には、とくに正統性の根拠がはっきりしない科類別闘争委員会が、スト実の機能をこなしていく。^{*}長期のストライキを維持するには、実際問題として、④斗争の戦術面に関して広汎な決定権をもち、⑤大量の動員が可能な実行能力をもち、組織が必要ではある。最終的には「闘う学友」（クラス内の有志）——科類別斗争委——全闘委（今村委員長）、という指揮・権宜系統らしきものが出来上がった。

11月5日、教養学部の大議員大会は、駒場全闘会議の結成を決議する。駒場全闘は助手全闘駒場支部（最瓦悟）のよびかけによるもので、駒場キャンパスの全支闘系斗争団体を全て統合するものであった。この結果、全学闘はその実体をすべて失ない、もともと大議員大会の議決執行機関（の下部組織）であったはずの科類別斗争委は、教養自治会を兼ね、（少なくとも戦術上の活動方針については）東大全支闘の直接指揮下にはいることになる。すなわち、「闘う学友」——科類別斗争委——駒場全闘——東大全支闘のようである。こうした全支斗の最終形態は、民主制的大議員機関（自治会）の議決に一応の根拠をもちていたが、その自治自治会とは無関係な任意団体であった。駒場での「闘う学友」の組織率は、凸凹をならして大体1/3ぐらいであり、自分を「闘う学友」だと思わない学生は全支闘の指揮に服する理由が全くなかったから、当然にも学内に2重権力状態をうむ。^{**}

20

全支闘の権力はこのように、各自治会からの全面的な（執行）権力の移譲のうけに組み立てられている。終始七項目要求を掲げた全支闘は、要求実現のための威嚇・圧力の手段として封鎖方針を掲げたのである。しかし、ストライキ

継断のための教室封鎖——これは学生のなかのストライキ反対派に向けられている——と、事務封鎖とは、全くいみちを異にする。この戦術は、法秩序に対する侵犯であり、合法性を否定するに足るだけのある（内容的な）正統性への信奉を基礎にしなければならぬはずである。しかしこの区別は十分に自覚されず内部対議もなされなかった。^{*}手段の正統性を形式的に弁証しようという努力は、全支闘系の学生の発想ではなかったのである。

全支闘は、自己と自己の権力の正統性について、どのように規定し、確信していたのか？

全支闘の正統性観念をもっともよく特徴づけるのは、その「空間」的思惑であると思われる。封鎖とは、全支闘の権力下にある特定の空間を確保することであるが、これは単なる戦術的意味をこえた、「没奪」的価値づけを帯びはじめ。このような空間は自らのものであり、そのただ中に各人は各自の肉体——一理に生存しているという。一切の正統化に支えられそれを支えるもっとも根本的な事実——を突如としたと感じたにちがいない。^{**}

バリケード内部の空間は多面的であるが、もっとも基本的にはそれは、排除の空間である。市民的・教養民主制的な法秩序は、そこには及ばない。学生大衆は、そのような秩序のなかで、自己に与えられた規定を、まったく（内容的に）正統でない、否定的なものと感じこしする。そのような被規定性を自らからなぐりすてるための論理的なスローガンが、「自己否定」という流行り文句であった。法秩序は集合的であり、^{テロリアル}異質的なものであるから、それを排除・抹消するための運動も、集合的・空間的なものたらざるをえない。こうした運動の必然的な形態が、封鎖というものである。

全支闘に特徴的な空間志向とその権力関係、組織原則にみきもどして考えてみよう。

まず第1に、全支闘は暴力を否定しなかった。これは基本的に世界は暴力的に構成されているという絶望感のあらわれであるが、正統論から解釈すれば、自他と交通に俾する形式的・手続的の規準で正統なものを発見できなかった、ということになる。

暴力は積極的に肯定されているわけではなく、むしろ、意思の代理機関が不在であることの必然的な帰結である。自治会と全支闘のあいだには、意思の代

理関係（権限の移譲）を設定されている。しかし奇妙なことだが、全支闘のあらゆる組織には基本的に言って意思の代理関係が存在しない。すなわち、「会議」なのである。本来ひとつのものであり、そのなかに権利上誰かが誰かを代表するということはないのである。そのため、暴力をふくめて、各自の意思を顕現させるための現象を外から抑圧的に律する形式的な規準も存在しない。*

組織原則として二つをみるなら、決定機関と執行機関の分離不能としてつかむことができる。全支闘はもとより執行機関であったから更に執行機関を分離させるわけにはいかなかったという事情もあるが、本質的には、意思の代理関係——権限と責任を移譲する任意の原則——とでもちあわせていかなければならぬ。そのため、①決定は、全員一致である。②執行は、各自の集合的な自発性によることになる。全支闘の成員であるかどうかは、その都度各自の自発性にかかっているから、誰もその意に反した指令に従う必要はない。これが二つが、おおよそ、指揮・命令という関係が成立しえない。指示していた内容が承服できなければ、彼は次の瞬間に全支闘のメンバーでなくなってもよいからである。何かある行動にうつったときでも、現場の判断に全てが任されている。というのも各人は自分を代表できるだけであり、その現場に居合わせた人間がまさに全支闘であるしかないからである。

21

全支闘の運動は、こうして向か積極的な価値を実現しようとするものではなく、その存続はバリケード戦線の維持と表裏一体の関係にあった。バリケードの内側が解放区とよばれたが、それは、そこでは法秩序にもとづく一切の権力関係が作用せず、各人は自分の意思と倫理とだけに拘束されなければならない。*** ただしこうした解放区は、直截な表現ではあっても、要求して獲得すべき目標ではなかったから、早晩潰滅する運命にあった。

積極的な価値を目標として掲げるには、二つの方法がある。ひとつは戦後民主制に対する内容主義的な帰依を表明し、現状の制度的な改善を求めようこと。日共＝民共が展開した運動方針は、これである。彼らは、全支闘と加藤執行部

との交渉が妥結に向かう可能性がなくなり、全支闘が全学封鎖戦術を行い、こうエスカレートさせると、各学部から代表団を選出し、当局との交渉権をえようと動いた。代表団の正統性は、自治会規約の手続き上の正当性に、根拠を置いている。代表団は、医・文・薬をのぞく7学部からしか選出されなかったが、彼らは東大全学を代表するものとみなされ、1969年1月10日、秩父宮ラグビー場で加藤執行部との間に確認書を交わすに至った。* 実際の目的が、斗争を終結させ学内秩序を回復することにあつたにせよ、その手続きは民主制の形式的な規準に合致するものである。

もうひとつの方法は、民主制の〈外〉に、具体的な秩序を積極的に構築することである。しかし全支闘は、諸党派の定立する革命的な理念の具体的な内容について判断を留保する、宗教的な寛容を前提にしていたから、現状にかわる積極的な秩序を提起することができなかった。そこで定立できるのは、果敢解任という消極的なテーマでしかない。

全支闘運動は、戦後民主制が正統性を欠いているという直感をよく表出する運動であった。しかし、それはただ表出されるばかりで、どのような積極的な正統性の定立とも結びつかなかったのである。この出来事は、戦後民主制のうみだした一般的な知識大衆が、正統性から見放され、無規範的な感覚に苦しめられているという実態をよく照らし出した。1970年以降もその実態は変わらないが、ただ正統性の喪失感覚とい自体までもが希薄となり、日常に対する懐疑が強い。どう困難になっている。

22

三島由起夫と東大全支闘とが、1969年に接触をもっているのは、興味ぶかい事実である（→三島他[1969]）。

三島も全支闘も、ともに、戦後民主制のいわば〈外〉に出ることをめざした。それは、戦後民主制の正統性を否認しようとし、そのためには暴力も辞さないという自己主張による。際立つかにみえる。しかしその実、両者の試行は空想的ないし非現実的なものであつた。いかなる具体的な帰結ももたらさなかつ

た。そして両者の「失敗」は、（連合赤軍の結末とも相まっ）'70年代以降に見るべき政治的理念のいかなる伸長をも不可能にしてしまったのである。

三島の理解によれば、全支闘と三島の試みとは殆ど差異のないものであった。全支闘はいささかも政治主義的でないからである。

《これはまじめに言うんだけれども、たとえば谷田鶴堂で全支闘の語呂がたてこもった時に、天皇という言葉と一言彼等が言えど、私は喜んで一緒にとじこもったであろうし、喜んで一緒にやっただと思う。（中略）仮使なら、終戦前の昭和初年における天皇親政というものと、現在いわれている直接民主主義というものにはほとんど政治理念上の区別がないのです。これは非常に空想的な政治概念だが、その中には一つの共通要素がある。その共通要素は何かというと、国民の意思が中間的な権力構造の媒介物を経ないで国家意思と直接するということを見ている。（中略）これには天皇という二字が鞍前ついていた。といかいふはつかないのは、つけこもうがなないと語呂は思っているだけで、（中略）これは、本当に語呂が心の底から考えれば、くっついてこなければならぬと私は信じている。》（三島由 1969:64f1）

三島によれば、成すべき革命（＝正統性の創造）の必要條件は、天皇（＝メルレンとしての価値）の名を模倣することである。そして三島の診断によるならば、全支闘は《支那主義の絶対性に対する疑念を表明したときから、最後の鞍馬原理》として天皇に匹敵すべき正統性の实体を、どこかへ落としてしまったのである。

全支闘の創りかたは、事態をまったく別にみることに必要だろう。全支闘は、三島のいうような「直接民主主義」形態を追求したわけではない。むしろその開放区は、民主制以前の原状態、法秩序も正統性も括弧を付けた戦後民主制の架空の外部なのである。それゆえ全支闘は、政治的な有効性（ということはいずれと手段の整合的なバランス）も現実感覚もかなぐり捨てて、空間を志向し、封鎖を小自体に固執した。三島は時間、歴史、美に、といゆえ天皇に固執することで、戦後民主制を相対化するにすぎない。これに対して、全支闘は、戦後民主制の正統性を二重・三重に懐疑する、認識の集合的な共同作業に手をとめた。これは積極的な産物をなにひとつもたらしはしなかったものの、およそ一切の正統性が発発する原点、政治的な理性がいちどは通過すべき極点にま

で、たしかに達しかけたと言っているのである。

23

言うまでもなく現在世界にはふたつの政治秩序が存在し、互いに他を排除できただけの軍事力をもって対峙している。そして日本は、両者のあいだに位置している。

この対峙の理由は互にか？ 経済秩序としてこれを見るなら、分権的自由主義ないし資本主義と、共産主義計画経済との分立だとみえる。しかし正統性をめぐる争いとしてこれを見ると、両者の対峙はなみやすいものとなる。すなわち資本主義は、民主制の正統性を形式主義的に信奉しており、その資本主義的市場の活動は他の任意のメカニズムを破壊する性向をもつ。これに対して共産主義は、自らの正統性を内容主義的に信奉しており、その国家権力は他の任意のメカニズムを包摂する傾向をもつ。なぜなら、その正統性は、布教（＝革命の伝播）の成功によって弁証されるのだから。この2つの正統性は並存しがたく給みあってあり、互いに他を排斥しあうことができるだけだ。

冷戦と核の均衡は、このような2つの正統性のあいだに生じている。一方の正統性が他を強引に併呑することのないよう、核の均衡が必要であるのだ。それでは、その均衡は、どの水準でもたらさなければよいか？ それは、最大限度で、両者の経済がもちこたえられるぎりぎりの限度で、均衡すべきである。（さもないと、一方が急速に軍拡をすすめて軍備のバランスを崩してしまう危険がある。） そうすればやがて持ちこたえられなくなった方——当然にも、ソヴェートである——が、自身の正統性をとりさげることになる。*

現在反核などといって、何ごとかをなそうように考える人々がいるが、ひとつには国家が、統治の正統性（＝主権）をもつものであること、もうひとつには、国家は軍備によ、て武装し、自らを衛るものであること、さらには、現下の対立は両国家の存在理由でもあるような2種類の正統性の相剋にもとづくものであること、これらに類似するだけの思想をもたないのならいみがない。そしてこれらは、戦後民主制とともに承認すべきことであり、それとともにし

か否定できないものである。

(平和のために有効なのはむしろ、① Kommunismusの信奉する正統性が内容的に言っている根拠のないものであることを、論証し、② Kommunismusの国家がその正統性をとりあげる際のありうべき混乱を除去する方法を提案する、という作業である。)

24

われわれは戦後民主制を長く生きながら、その完全な正統性の弁証も、またその完全な否定も、まだ手にしていない。これは注意してよいことである。政治理論にとってもっとも根本的な問題は、統治の正統性(の弁証)であるはずだ。これに成功していないわれわれの民主制とは、いったいなににか。

わたしの最も基本的な関心は、民主制一般がどの程度に普遍的な形式であるのかという点にある。

革命ないし解放の言説が維持できないのだとすれば、民主制に対して内容主義的な正統性を対置する政治思想もついえるだろう。あべこの政治思想は民主制に回帰すべきなのだろうか。民主制は形式的な手続きの体系であり、それとともに正統性を産出する。この正統性は手続きのなかを円環しており、その弁証は完結しない。いかなる民主制も、こうして少くともその〈外〉をもつだろう。ただしこの〈外〉は、民主制を相対化するような別種の正統性を樹てられる場所ではないのだが。

民主制の手続き体系をどうと確定し、正統性を産出する一箇の装置として記述しなめること。人権、正統性、……その他政治学に固有の社会的変数を、民主制の形式体系のなかで陰伏的に検証すること。総じて民主制を政治神学として記述しなめること。これが〈外〉の政治学の課題であり、権力分析のもっとも現代的なパラダイムを与えよう。

文 献

- 丸山 真男 1980 『閥閥学と閥閥学派』『日本思想大系 31 山崎闇斎学派』:601-674. 岩波書店。
- 三島由起夫・東大全学支那会議政場支那研究委員会 1969 『討論 三島由起夫 vs 東大全支那』《美と共同体と東大闘争》, 新潮社。
- 宮沢 俊義 1962 『憲法』(有斐閣全書), 有斐閣。→ 1973 改訂版。
- 1973 『日本国憲法おしつけ論について』→ 1978 『憲法論集』:388-396. 有斐閣。
- 1974 『憲法 II — 基本的人権 — (新版)』, 有斐閣。
- 長尾 龍一 1981 『8月革命ノート』→ 1982 『日本国家思想史研究』:140-147. 創文社。
- Shillony, Ben-Ami 1982 ? = 1982 山本七平訳『天皇陛下の御評言』, 光文社。
- 東大全学支那会議(編) 1969 『啓の上にわれらの世界を — ドキュメント 東大闘争 — 』, 亜紀書房。
- 山本 七平 1977 『「空気」の研究』, 文芸春秋。

注

1* 山本七平 [1977] は、これを空想とよんでいる。

1** 神学と論理の両者は、日本が血縁ないし系譜の観念を欠いているという社会人類学的に稀有な事実とも通じている。本来の正統性の弁証を欠いたところで生ずる正統性希求の形態は、空虚な中心への無条件の帰依という形をとらざるをえない。この場所を、天皇が占める。天皇の系統がとぎれることなく続いているのは、かえって日本人が系統に関する正統性の着眼を欠いているからだ、という指摘は正しいであろう (→ Shillony [1982: 86ff])。

3* マルクシズム衰微の原因を論定する作業は十分大きい。ここではその理由のひとつを明らかにのべてみよう。マルクシズムは、超歴史的な人間記述の水準をもち、この水準 (自然哲学) において極めて遠距離によって近代批判を遂行する。マルクシズムは、このような価値的な実体に対する帰依の表明を伴い、神学的な偶像とともにある。(神学的な偶像は、マルクシズムが弁証法を採用したところにも、もっともよくあらわれている。) しかし民主制は、宗教的寛容ののちに出現する統治形態だったから、このようなマルクシズムの信奉を容れずする能力をもっていた。マルクシズムはこれに対するに、^{マルクス}実践の概念をもってする。これは、形式論理をたどる思惟の運動——哲学——からの離脱であり、信奉と帰依を社会的現実に変換するためのメカニズムである。ところが集合的な実践——革命——の帰結が、現実の統治機構をつむや、あらためて民主制の理念による批判の標的に、身をさらすこととなった。さらに、価値、所有、……そのほか革命の正統根拠を与えるはずの諸要素が、じつは近代という絶対空間の効果としてしか意味をもたない諸概念であったことが徐々に指摘されるにふたひ、社会主義革命が近代の〈外〉であることが確保できなくなることが致命的である。マルクシズムは神学上の正統性の争いに破れ、あらゆる面で資本制=近代に内属する途をたどりつつある。

3** 近代において互いに争みあうふたつの〈外〉が、東西両陣営の均衡である。このおかげで、何らかの正統性を振きにしてはかたときも存在できない国家が、互いに堂々めぐる2つのタイプの正統性に依拠してしまふことの帰結である。

3*** われわれはここで通常の概念的な区別、すなわち、手続き上の形式的な適格性たる正当性ないし合法性 (legitimacy) と、最終的に自存する正統性 (orthodoxy) あるいは権威との区別、によく留意してかかるべきなめかたしい (→ 丸山 [1980])。両者を峻別する立場から言うならば、あらゆる正当性は何らかの正統性に溯及するとみえるのに対し、正統性はそれ以上溯及すべき源泉をもたない。正当性は正

統性もしくは権威によって担保されている。これに対しわれわれがここでのような区別をあえてとらなかつたのは、民主制という制度の体系が、正統性の源泉をどこかに実体としてもつものではなく、ために正当性と正統性との融解が生じているという事情に注目したいからである。

4* 民主制を表現する実定法の体系は、自存する形式体系であるという点で、あたかも形式主義的 (ないし公理主義的) な数学の体系と似通っているように思われるかもしれない。そこで両者の差異についてこのべておこう。

数学にそのアイデンティティを与えているのは、①論理、②公理、③無矛盾性、の3つである。公理の採用は (③に触れない限り) 全くの恣意に任ねられている。そしてまた、公理として何をとるべきかにより、その数学の内容は一義的に確定する。公理の選択「可能性」は、実現される個々の数学体系の〈外〉であると言ってよいだろう。公理(系)は、対象的に包むことのできる「数学的モデル」を構成する。これに対して、論理はそうではない。(厳密な論証は試みていないので予断としてのべるならば) 論理の体系は対象的に記述したり述定したりすることができず、ただ執行的 (performative) に展開することができるだけである。論理の「公理」と信じられているものは、執行的な展開が導き出すべき「教式」以上のものではない。論理がただひとつしか存在しないという事態は、このように論理を対象的に定立できないという事情によっている。数学はこつして、ただひとつの論理、ある特定の公理(系)から張られる形式的な体系である。何らかの形式的な操作がある数学に帰属するか否かは、明白であり、それを確かめる手続きが存在する。

何らかの数学に帰属するような操作は、数学的である。それゆえ、①～③を満足する形式体系はすべて数学である。

これに対して法はどうか? 法は同じく、形式的体系ではある。しかし法が法であることの根拠は、数学のようにその形式的体系としての内的構成にあるのではない。法が法として有効であるのは、いわばその「公理」にあたる根拠が、恣意的ではなくある一定の社会的文脈のなかでそれとして選択されたことによる。こうして法の場合には、形式的体系であるための条件——適法条件——と、有効であるための条件——正統性——とが分離してくる。これは数学のような形式的な体系一般にはなかった事情である。

4** いっさい非民主制的な法空間から、その適法な手続きを通じて、民主制がうみだされる場合がある (たとえば、啓蒙絶対君主が教定憲法を授ける場合)。しかし民主制が理念として、そのような手続き上の適法性を正統性の弁証のため必要とする

と考えられていない点が重要である。

4** 「人民、国家または社会の利益、保護および安全のために樹立され」に以上、「
いかなる政府でも、これらの目的に反するか、または不十分であるとみとめられた
場合には、社会の多数のもの、その政府を改良し、変更し、または廃止する権利
を有する。この権利は、疑う余地のない、人に譲ることのできない、また棄てるこ
とのできないものである。」(ヴァマニアの権利宣言 第二条, 1776); 国家の存在理
由は、「人の自然の、時刻にかかるとのないうる権利を保全すること」にあるが、こ
れらの権利とは、「自由・所有権・安全および圧制への抵抗(resistance à l'oppres-
sion)である。」(フランスの「人および市民の権利の宣言」第二条, 1789) (宮
沢[1974:10, 15])

5* 革命権(right of revolution)は、広い意味での抵抗権に含まれる。抵抗権は言う
なれば、実定法に違反する権利である。そこで問題は、民主制の安定にとって不可
欠なこの権利を、どのように保証するかである。宮沢俊義はさまざまな工夫のめ
ち、「抵抗権を実定法化・制度化する試みは、いわば概念必然的に完全には成功し
ない運命にある」と考え、企図を放棄した(宮沢[1974:163])。抵抗権一般に
ついてはともかく革命権についてなら、しかし、さほどの困難はないように思われ
る。革命権は民主制の正統性の源泉とまったく同じ源泉をもつ。革命権が発動され
るのは、先の②によって統治形態が民主制から逸出した場合であり、その際革命の
正統性に関する記載が条文にあるうとなかろうと、それら条文を含む法秩序を否定
しようとする試みにとってはどうでもよいことである。革命権は、民主制に関する
思想として、適当な書物に記載があり、人々がそれを知っていればそれこそ十分なの
だ。

革命権は、ある統治形態や形式的な体系に関わる概念ではなく、ふたつ以上の統
治形態や形式的な体系のあいだの関係に関わる概念である。同一の人民、同一の権
利主体に対して、いくつもの統治形態を考えることができるが、ここが出発点であ
る。それらのうち、民主制であるものはどれも、正統である(りう)る。民主制でな
いものは、どれも正統でない。またそれらのうち、ある統治形態(なにかそれに伴
なう法秩序)のひとつだけが有効である。有効であったある民主制が非民主的なもの
へと変化してしまふことがありうる。そのとき法秩序は、なお有効であり、適法/
不法という対立をうみつけているが、適法であることが正統性をもはや含意しな
くなったのだ。(なぜなら、それはもう民主制ではないからである。)

5** 権威(authority)とは、神学上の概念であって、正統性を創造する権能のこと

をいう。

5** 丸山[1980]は、Weberを参考にして、正統性に、 μ 正統性(≡組織論上の正当
性)と σ 正統性(≡教義上の正統性)とを区別している。

7* 法秩序はどれも、適法ないし合法/違法ないし不法、を判定するための手続きを
とらえていよう。こうした手続きが産出する判定は、ふつう(法的な)正当性と呼
ばれよう。それゆえここで[1]はむしろ、[2]の正統性と区別して、正当性と表記
し概念化しておくべきなのかもしれない。そうしない理由は、後述するように、民主
制といふ自身が[1]、[2]ふたつの正統性の差異を侵蝕し、区別しなくなっていく傾向
をもつこと、従ってこれらふたつは同一とみえたものをふたつに斬り分けた結果となっ
ていいること、にもとづく。

10* もちろんある言語のなかで、当然その言語が通用する理由についての思考をのべ
たり、そこにひとつの見解を披瀝したりすることはできる。(たとえばここで本筋
を試みているように。) しかしこのことが、言語が通用する根拠を与えてくれるわけ
ではない。

10** 法を法たらしめるこの社会的文脈がいかなるものであるのか、これまでの社会科
学が、ほとんど考察することを見つめてきたのは残念なことである。

11* 戦後日本の法秩序の正統性を考えるには、東西ドイツ、韓国、イスラエル、中国
(大陸と台湾と)、ポーランド、……など各国のケースと比較検討してみると、大
変に興味深いと思われる。今回は準備の都合で、見送っておく。

12* 長尾[1982:146]は、宮沢の八月革命説を、「元来は占領軍の内政干渉否定の条
項であった「宣言」一二項、特に「回答」での「最終的/日本国/政治/形態」云
々の箇所を、逆に降伏条項による政体決定の条項、即ち最大限の内政干渉条項と再
解釈したもの」であり、「占領軍の越権行為の産物として生じた日本国憲法のための
弁護的法解釈の産物である」と要約している。

12** 主権の存在しないところに、押しつけ(主権の否定)も存在しない。

12*** 『日本国憲法制定の手続としては、明治憲法七三条によらずに、民選の憲法議会
を召集してこれに制定させることが、むしろ筋が通っていたかもしれない。しかし
明治憲法がまだ引きつぎ効力をもっていたのであるから、その定める手続によっ
て、日本国憲法を制定し、それによって明治憲法との間に、形式的な継性をもた
せることは、実際上便宜でもあり、かつまたそれが連合国の要求でもあった。---
日本国憲法は、形式的には、明治憲法七三条によって成立した明治憲法の改正であ
るが、実質においては、国民主権の原理にもとづく新しい憲法である。』(宮沢[

1973:60f1)

12*** もし革命があつたのなら、その前と後とは正統性の根拠が変化したはずである。といへば、もともと旧憲法の正統性を奉じそのゆえに憲法学者であつた宮沢は、いったいいつの時点で新憲法の正統性に「師依する」ようになったのであろうか？戦後民主制は、宮沢流に言つと「充分に民主的」であつた明治憲法の法秩序によって正統づけられないとすると、それとともに戦後民主制の諸手続の与える正統性[1]も喪失してしまうことになるはずだ。戦後民主制を歓迎し、保存しようとした法理論家たちは、その内容主義的な優位によって、正統性の弁証に答えることができると考えたものごとくである。（あるいは正統性の断絶があつた方が、国体の変更が明らかとなり天皇制と縁が切れる、とでも考えたのであろうか？）

13* 暴力革命という概念は、瞬くや鉄砲で政權を打倒するとかいうことではなくて、従来の法秩序の効力をその法秩序に定められた手続によらない直接行動で停止させ、新たに法的な正統性を（といとともに統治機構を）創出する、という11みである。

13** Cominternとは、Communist International（国際共産党）の略。第2インターを創出したジエフが1919年、創設した世界革命のための、各国共産党の上部組織である。1943年解散。

15* ここに事情は、日本共産党の場合と異なってくる。日本共産党の變遷は、戦後民主制と相容れないものであるであつて当然である。もし（その密教においてすら）11になる矛盾も示さないのだとしたら、共産党はその自己同一性を失つてゐることになり、もはや共産党でないと言つた方がよいだろう。

戦後民主制はむしろ、戦後民主制を否定することを目標とするような政治団体も、存在を認め、法の保護を与へてゐる。

16* 自主憲法制定国民会議は、1969年に岸信介を会長として発足した。1980年以來は地方議会に改憲決議をなつたきかけをいっている。同会議には、仏所護会（法華経系の新宗教、「矢張り義」「国家守護」を唱へる。公称157万人）、生長の家政治連盟、国際勝共連合、日本郷友連盟、日本党義士会などが参加団体となつてゐる。

別に国会には、自主憲法期成議員連盟がある。1955年設立。1981年5月、田中元首相が入会したのをきっかけに、ほぼ倍増し、現在304人。（朝日新聞 1982-8-15）

17* 占領下の日本は、連合軍最高司令官の権限に下属する（subject to）ことになつた。それは独立性（主権の一部）を一時的にうしなつたことをいみする。そして日

本は占領の終了する日まで、ポツダム宣言と8月11日連合軍宣言の拘束を受けることになつたのだ。しかしこれば、憲法改正に関わる権力を日本が喪つたことも、ただちに意味しない。

18* もちろんもうひとつの仕方としては、たとえば「昭和維新」など現在の法秩序を停止する直接行動をおこし、制憲議會のような立法手続を経て、新規に憲法を制定する、という途もある。

18** 自主憲法制定がいみあるのは、次のような場合だ——1946年の改正は、合法的な正統であつたが、起草過程でアメリカの意向を強くうけたために、内容上最善のものではない。そこでこの際、非占領状態で、憲法の内容を改訂してみた方がよいのではないか——これは、まさにのべたように、正統性に関ない改正であり、「自主的」であるかどうかではなく、内容上すぐれた方案が用意できるかという、一般の改正の操盤と同様となる。そして「押しつけられた」「自主的でない」ものとしての現行憲法に対する非難は、それ自体11みのないものとしてとりまかなければならぬ。

18*** 自由民主党は、1955年の保守合同以來、党機関として憲法調査会をひいてゐる。岸信介はここでも中心的に活動した。1972年に報告書をまとめたのを、最近まで発表し、た動きはなかつたが、1980年ごろから活発な動きをみせてゐる。

一般に政党が、ましてや改憲を綱領にかかげる自民党が、憲法を調査・研究するのは当然のことである。しかしその結果が、「自主的であるが故に、現行憲法に替るべきもの——と主張される可能性が大きい——とみなされるなら、それは愚かで、また不幸なことだろう。

19* 戦後民主制の法秩序のなかで、天皇がその正統性に与える位置を考えてみよう。天皇は、明治憲法からの正統性を継承する——すなわち、明治憲法がうみだす正統性が、現行憲法をうみだす——ために、必須な存在である。このため、天皇を欠いた変革制的な民主制は、現行憲法と同様の正統性[2]を主張できないだろう。こうして戦後民主制は、他の民主制に対して優位を占める反面、それに対する反対意を天皇に対する反対意に仕立てあげる潜在能をもつ。（もし1946年に変革制が発足していたなら、わいわれは執拗な天皇制復帰運動をもつことになつただろう。）天皇は戦後民主制の特異点であり、虚構点であるのだ。

19** 三島は森田 某に介錯をさせてゐるが、それでは森田が三島の自殺補助の罪に問われることになる。そこで森田も自決して、三島には全く法の手が及ばないこととほつた。森田の介錯をした者など、三島に従つた種の会のメンバーは逮捕され、従

客と法の裁きに服したが、勿論これは三島の計算どおりのことである。

三島の死は、しばしば『諫死』と解でられるが、その起訴の対象と、アポールの死とが異なるので、ふっつの諫死とは別の屈折した構造を発見しなければならない。1944年 防人など古代の兵士は、天皇に対して忠誠を誓う国軍の兵士であるが、武士ではない。

20* この場合は、2.26事件の際のように、天皇が三島の起訴をみとめず、その正統性が糾弾され、三島の描いた権図が瓦解してしまうという位置がつかった。

22* 革マル、中核、ML、フロント、フロント、協会、青解、4トロ、……といった新左翼諸党派は一概に宗教的寛容の対象となったが、日本共産党＝民青ばかりは、それとは別扱いされた。全支斗が、その寛容にもかかわらず、日支＝民青とつねに敵対関係にあつた理由は、いかなるものであろう？ ひとつにはむしろ、代々木が敵対行動と終始とリッヅリ、全支斗を敵視してやまなかった、という相手方の事情によるところも多い。しかしより根本的には、彼等の正統性意識の徹底した差異にもとづくものであろう。代々木的な思考は、思想の自己規律をもたすことのできる、宗教的寛容の対象にすらならないのである。

22** 全学連という大衆組織をどのような革命党派が担持するかをめぐって対立があり、日本共産党はそこでは少数派（＝反主流派）に甘んじた。このため'60年代を通じて日支は益々かたがたに異常な執意を燃やし、大学自治会救のうさでほぼに多数を占めるに至っている。（しかし革マルなどの説明によると、日支系全学連は彼らの分派活動によるもので、安保全学連からの組織論上の正統性はない。）

23* スターリン批判を契機に各国で共産党の正統性をみとめられ、多くの党派活動が叢生してくる。こゝろを新左翼とよぶのは、カトリシズムに対抗する新教諸党派になぞらえるといういみでは、妥当である。

24* 1970年前後の大衆的昂揚は、後述するように、むしろ戦後民主制に対する懐疑互いし絶望に根ざした大衆運動と革命左派との接触によって誘発されている。

24** 社会同解放派は、レーニン主義的諸党派に抗する2の革命的前衛としての正統性の弁証を、K. Marxの初期著作に依拠して実行しようと企図する中で、きめめファundamentalな色彩の濃い党派であると言えるだろう。労働者はその生産点において、日々資本主義の諸矛盾を感得するという啓示に向か、てひらかれており、その啓示を確信するため、初期著作という教典のなかに自分の客観的状態に関する記述を発見しなければならないのである。

24*** '60年代を通じて、「全学連」の神秘性はかすかに生きつづけていた。安保の争乱

はTVで中継され、全体として（薄美智子の死に弁証されるように）「警官が学生を苛めたりする」という印象が強かった。私などは小生ながら、「大学生になったら全学連にはいる」と決意したほどである。ところが、大学にすすんでみると、なんと全学連が3つもあり、びっくりさせられた。

25* '60年代を通じて言えることは、前衛＝大衆の古典的権図が次第に信用されなくなつていくプロセスがみられた、ということである。各党派は自分が前衛であるという位置を居ようとし、おのづかの教義をかかげて相互に対峙しあつた。大衆からみるならばこうした対立は、ささいな差異に対する必要以上の拘泥であり、大衆を無視する政治主義的なひきまわしと映る。こうした対立は、効果として、大衆は前衛党に指導されるべきものであるという観念を、大衆から奪つてしまう。相互に組織論上の正統性を（必ずしも）主張できない新左翼諸党派は、各自のかかげる教義の教義上の正統性によって自己主張し、自己同一性をもとめる以外にない。しかし厚典の『解釈権』は、もはや組織論上の正統によって独占されないから、ささいな解釈や路線上の分歧が党派の介岐をうみつづける。こうした過程はまた、党派が教義上優位にたつという古典的前衛図式の最後のよりどころを揺りくずし、大衆自身が教義上の正統性をうみだし、自らを正統化しようとするという、のちの全支闘の路線を準備する。

25** のちに「全国全支闘」なる連合組織が結成されたが、これは、各学園に拠点をもった全支闘が、やむをえず、街頭斗争に転移をもとめて延命をはかろうとした、無展望な政治主義の産物である。

26* 東大全支闘については、次のように説明されている。

《東大闘争全学支闘会議は、六月二八日結成を呼びかけられた後、七月五日三〇〇〇人集会において大衆的に確認された全学の支闘組織で、学生は葉を除く九学部のスト突、全学闘、院生・研究生は、経院自治会、新研研突員自治会、工学系、全闘連と四組織計一三の団体によって構成されている。本部封鎖に結集して、全学無期限ストを追求し、闘争の真の勝利をめざす全学の闘う支闘組織である。》（東大全支闘（論）[1969: 113]）

26** 念のため、東大全支闘の七項要求を掲げておけば：

- 一、医学部処分撤回！
- 二、機動隊導入を自己取扱い、声明を撤回せよ！
- 三、青医連を公認し、当局との協約団体として認めよ！
- 四、文学部不当処分撤回！

五、一切の捜査協力（証人・証物等）を拒否せよ！

六、一月二十九日より全学の事態に関する一切の処分は行なうな。

七、以上を大衆団体の場において文書をもって確約し、責任者は責任をもって辞職せよ。

我々は以上の要求を確認し本部封鎖に経典して、全学無期限スト、全学封鎖を断り抜くことを宣言する。

七月一日 東大闘争全学支援会議

なお、各学部自治会の連合よりなる自治会中央委員会というものがあるが、全ての学部の代表が揃ったことがなく、組織論上の根拠も欠けているため、東大当局はこれを交渉団体とはみなさなかった。

26** 全支闘の主導による学園斗争は、米軍タンク車阻止斗争、冲縄返還斗争、そのほか、バトナム反戦、反安保にからんだ大情勢的な一連の街頭斗争とも、並行関係にある。全支闘のメンバーの多くは党派に属してゐらず、これらの街頭斗争は各党派のあいだに無党派・群衆をまきこんだ街頭占拠型のものになった。

27* 「封鎖」という戦術は、この時期にあつたものだが、当局による管理層の遮断というところに根拠があると思われる。ストライキ闘争は、スト破りを防ぐためにときどきピケットラインを必要とする。無期限ストの場合には、バリケードがピケットを容易にするだろう。「封鎖」の場合は、このストライキを維持するという必要をこえて、事務棟や図書館などの機能停止をほかり、職复をはじめ、斗争参加者以外の立入りを拒む物理的な措置を講ずることになる。

27** 東大には、学生処分の明確な手続き規定がなく、従って救済措置も明らかでない。「確認書」では処分規定の成立にが納されていたが、今日に至るも手がつけていない。

27** 全支闘（全学闘争委員会）は、医学部自治会が1968年1月、発展的に解消して作られた闘争機関。

29* 科別斗争委員会は、形式上スト実の下部機関であったが、実態は各クラスのゆるやかな連合体であり、事務局や機関誌をもってはいたが、代表者や指揮・権限関係ははっきりしない。LI-II斗、LIII斗、SI-II斗、SIII斗が、斗争の最終局面まで活動した。

29** 駒場斗争の結成は、'闘う'学生大衆が全支斗の全学封鎖戦術にこいて、その権限系統を改編した、ということを読み取る。その結果、介入の積極的な利点どうしになった車マールと青解は、12月以降駒場で内ゲバを繰りかえすに至る。

30* 駒場スト実9月16日に教養事務部を封鎖したが、18日の代議員大会では全学封鎖方針を含む各党派の提議はすべて否決され、積極的な承認はとられなかった。にも拘わらず、この封鎖は維持せられ、それ以外の建築物も「戦略」的価値に応じて次々に封鎖されていく。

30** 空間思考の顕著な例として、演劇の革新と特権的肉体論をあげることができるだろう。安保後の1965年ごろから、鷹の松演劇隊、寺山の天井桟敷、佐野信の自由劇場などが活動を開始し、商業演劇の商業性からも、左翼演劇のイデオロギー性からも、はみだした場所（アンケラ）で積極的に自己主張をしはじめた。演劇空間の昂揚と全支闘とが同じ動機を指しているのは、偶然でない。

31* 暴力的かどうかという点では一般に、民衆のほうがはるかに暴力的であった。彼らの組織原則・行動準則は、意思の代理関係を前提とするから、ある普遍意思の代理人としての資格で眼前の対象（暴力学生）に襲いかかることができた。それに對して全支闘のメンバーは、自分で自分を代表するとしが言之なかつたから、いかに暴力的であるかに各自に注力するしかなかったのである。

31** たしかにこれは一様など、日本の伝統的な特権のスタイルと類似している。

31** 全支闘がそのメンバーに、権力として立ちあらわれないことは、前節でも述べた。

32* 教養学部の代表団は、12月13日の「代議員大会」で選出されていたが、同日には全支闘系の「代議員大会」も成立しており、正統性は分裂することとなった。

34* やけくそになって、教養上の正統性に向け、戦争を開始するという危険な可能性もないではない。